

議案第165号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項第1号中「次号」を「第3号」に改め、同項第4号中「前3号に」を「第1号、第3号及び第4号に」に、「前3号の」を「前各号の」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前号及び次号から第5号までに掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第17条第1項の表中

「

競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円

」

を

「

競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	245円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,100円
保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に公募対象公園施設である建築物を設ける場合の建築面積の特例について定め、及び自転車駐車場、保育所その他の社会福祉施設等に係る占用料を新設するため、この条例を制定するものである。